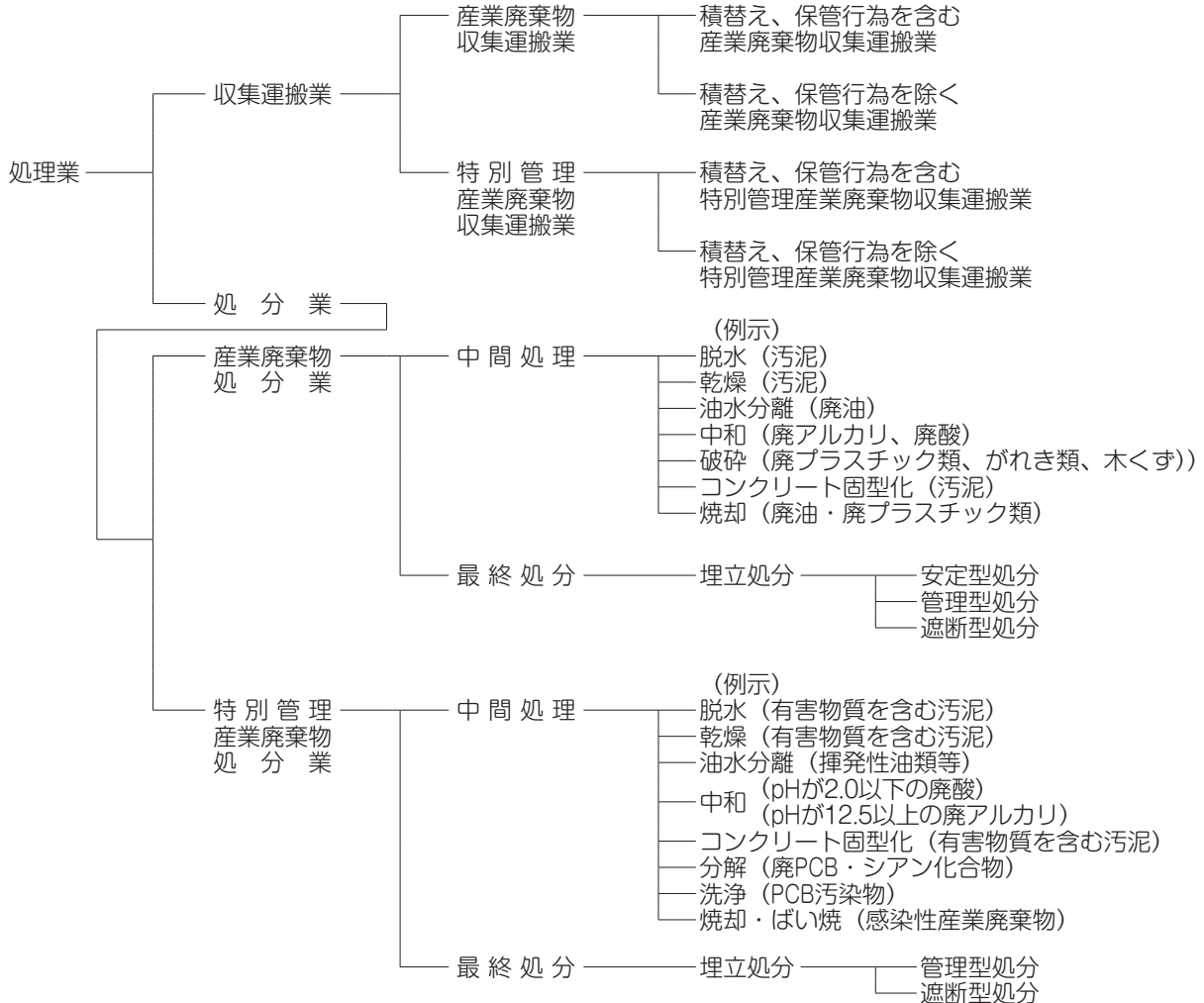


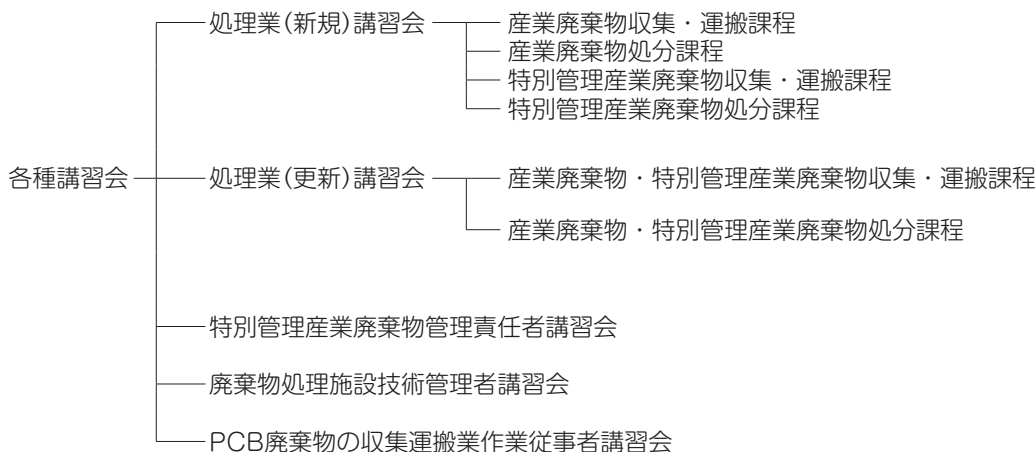
9 産業廃棄物処理業の許可

産業廃棄物処理業を営むためには許可が必要です。事前に県地域県民局環境管理部（青森市内で行う収集運搬業（青森市内のみで業を行う場合及び積替え又は保管を行う場合）又は処分業については、青森市産業廃棄物対策課、八戸市内で行う収集運搬業（八戸市内のみで業を行う場合及び積替え又は保管を行う場合）又は処分業については、八戸市環境保全課）に御相談ください。

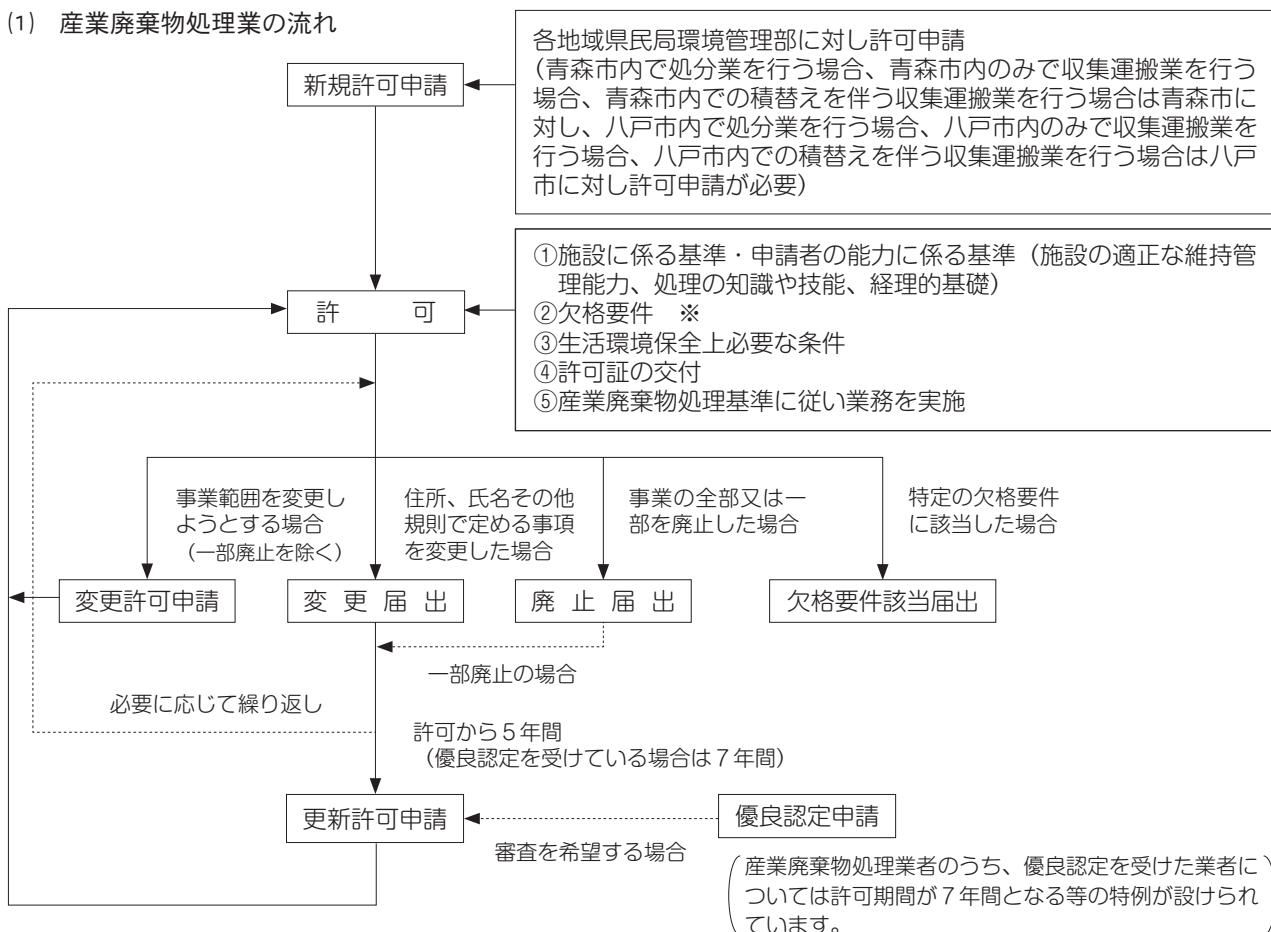


※各種講習会

産業廃棄物処理業等の許可を受けるための技能として、産業廃棄物処理業等の許可申請に関する（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会等を修了していることが必要です。



(1) 産業廃棄物処理業の流れ



※欠格要件について

申請者の一般的な適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、申請者が欠格要件に該当する場合には許可を受けることができません。また、(特別管理)産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合、許可が取り消されます。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 生活環境の保全を目的とする法令(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(法人の場合、当該取消しの処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- ⑤ 廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理業の全部の廃止の届出又は浄化槽清掃業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑥ ⑤に規定する期間内に廃棄物処理業の全部の廃止又は浄化槽清掃業の廃止の届出があった場合において、⑤の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑦ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑧のいずれかに該当するもの
- ⑩ 法人でその役員又は法令で定める使用人のうちに①～⑧のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑪ 個人で政令で定める使用人のうちに①～⑧のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1) 生活環境の保全を目的とする法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

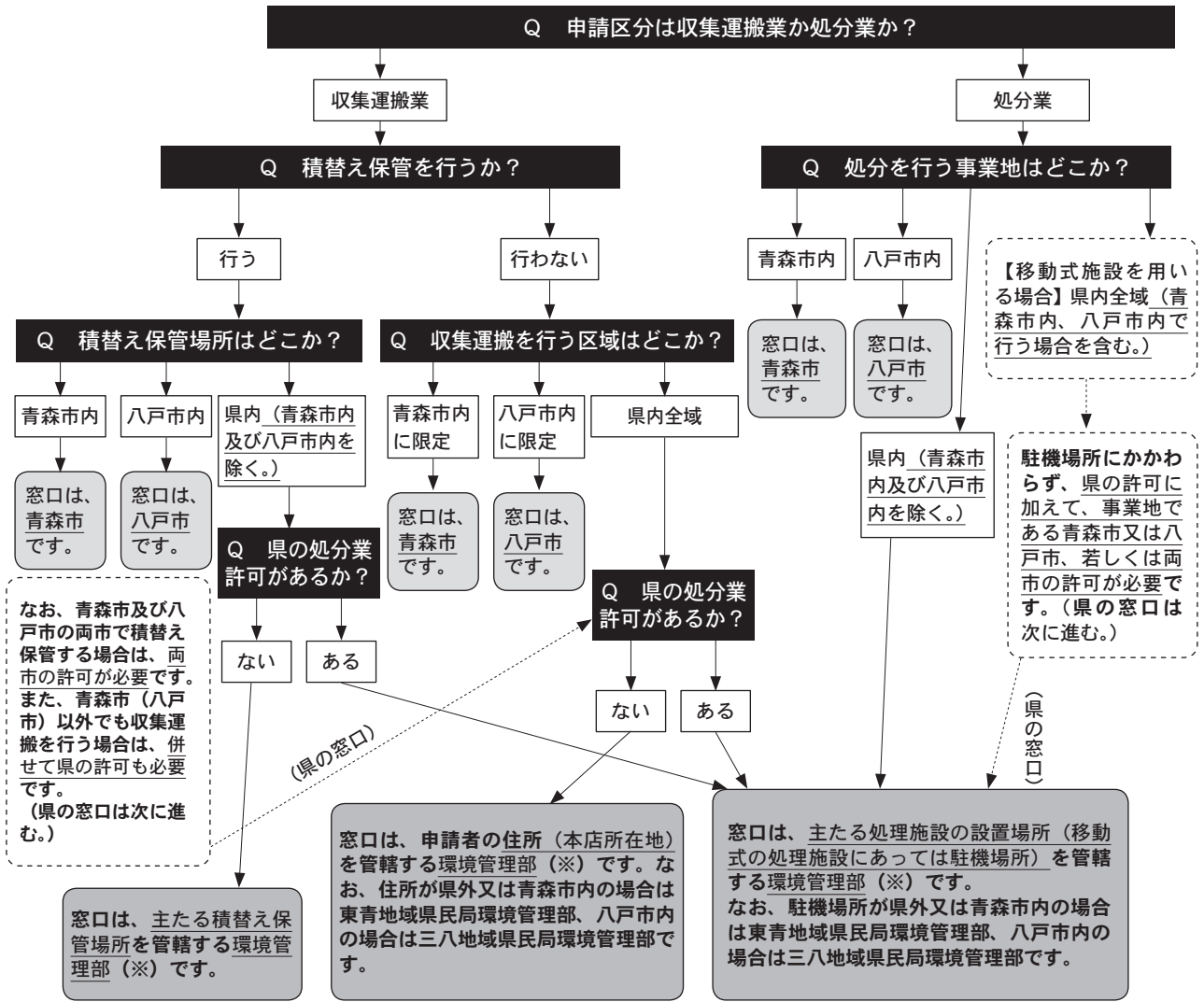
- (2) マニフェスト交付義務等（法第12条の3、法第12条の4）
- 産業廃棄物の運搬又は処分を受託者は当該受託業務が終了した10日以内にマニフェストを交付者に送付する。（電子マニフェストの場合は3日（土日祝、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）以内に情報処理センターに報告）
 - マニフェストは5年間保存する。
 - 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを交付してはならない。
 - 産業廃棄物処理業者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。
- (3) 処理困難通知（法第14条第13項、法第14条の4第13項）
- 委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（故障・事故、事業の廃止、施設の休廃止等）が生じたときは、遅滞なく、その旨を10日以内に書面で当該廃棄物の処理を委託した者に通知しなければならない。
- (4) 再委託の禁止（法第14条第16項、法第14条の4第16項）
- 再委託は、原則として禁止されている。
- (5) 帳簿の記載義務等（法第14条第17項、法第14条の4第18項）
- 帳簿は事業場ごとに備え、（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに次の区分に応じて記載する。
 - 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存する。

区 分	記 載 事 項	記 載 す る 時 期
収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了
	2 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	管理票を交付されてから10日以内に記載
	3 受入先ごとの受入量	
	4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	毎月末までに、前月分の記載を終了
	5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬の委託	1 委託年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
	3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号	管理票に係る（特別管理）産業廃棄物の引渡しまでに記載
	4 運搬先ごとの運搬量	毎月末までに、前月分の記載を終了
処分	1 受入又は処分年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了
	2 交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	管理票を交付又は回付されてから10日以内に記載
	3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	
	4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	5 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）※後の（特別管理）産業廃棄物の持出先ごとの持出量	毎月末までに、前月分の記載を終了
処分の委託	1 委託年月日	毎月末までに、前月分の記載を終了
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
	3 交付した管理票ごとの交付年月日及び交付番号	
	4 交付した管理票ごとの、交付又は回付された管理票ごとの受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	管理票に係る（特別管理）産業廃棄物の引渡しまでに記載
	5 交付した管理票ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の2第3号の規定による通知（電子マニフェストの登録）に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	6 情報処理センターへの登録ごとの交付又は回付された受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	7 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた（特別管理）産業廃棄物に係る規則第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	
	8 受託者ごとの委託の内容及び委託量	毎月末までに、前月分の記載を終了
備考 収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、区分に応じたそれぞれの事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。		

※印は、特別管理産業廃棄物の場合は「(埋立処分を除く。)」とする。

- (6) 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、法第14条の7）
- 産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。
- (7) 改善命令（法第19条の3）
- 都道府県知事は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない処理（保管）が行われた場合は、期限を定めて、処理方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (8) 措置命令（法第19条の5）
- 都道府県知事は、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない処理（保管）が行われた場合において、生活環境保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該処理（保管）を行った者に対し、その支障の除去等の措置を講ずることを命ずることができる。
- (9) 許可の取消し等（法第14条の3の2、法第14条の3、法第14条の6）
- 都道府県知事は、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至ったときや不正手段により許可を受けたときなどは、その許可を取り消さなければならない。（欠格要件に該当するに至ったときは該当した日から2週間以内に届出が必要）
 - また、違反行為をしたときや、事業の用に供する施設が基準に適合しなくなったときなどは、その許可を取り消し又は期限を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

青森県内における産業廃棄物処理業許可申請窓口のチェックシート



※ 県の窓口（各環境管理部の管轄区域）

環境管理部	管轄区域
東青地域県民局環境管理部 〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁東棟4F TEL 017-734-9185（直通） FAX 017-734-8023	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1F TEL 0172-31-1900（直通） FAX 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市 西津軽郡、中津軽郡、 南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎2F TEL 0178-27-5111（代表） FAX 0178-27-1922	十和田市、三沢市 上北郡（七戸町、六戸町、 東北町、おいらせ町） 三戸郡
下北地域県民局環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1F TEL 0175-33-1900（直通） FAX 0175-23-1853	むつ市 下北郡

上記以外の（特別管理）産業廃棄物処理業の許可に関するお問い合わせは、県外又は青森市内の事業者は東青地域県民局環境管理部に、八戸市内の事業者は三八地域県民局環境管理部にお願いします。

青森市の窓口

青森市環境部廃棄物対策課

〒030-0801 青森市新町1-3-7
青森市役所駅前庁舎3F

TEL 017-718-1086 FAX 017-718-1166

八戸市の窓口

八戸市環境部環境保全課

〒031-0801 八戸市江陽3-1-111
下水道事務所3F

TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722